

知的障がい者柔道 強化指定選手選考規程

第1条 目的

本規程は、強化指定選手（以下「強化選手」という。）の選考基準や手続き、また国際知的障がい者スポーツ連盟（VIRTUS）主催世界選手権大会への選考基準等について定める。強化選手は、上記大会への派遣や強化合宿への参加対象となる。

第2条 知的障がい者柔道における強化選手の選考基準

強化選手の選考基準は以下の通りとする。

- (1) 公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の登録者であること。
- (2) 日本国籍を有していること
- (3) 15歳以上であること
- (4) 当該選手が持つ障がいの程度を鑑みて健康上の問題が無く、柔道競技を行う上で支障がない適した状態であること。
- (5) 強化選手として、礼節と規律を遵守し日本代表として相応しい行動が取れること。あるいはサポートを得てその努力が可能なこと。
- (6) 本連盟教育普及・MIND委員会知的障がい者柔道振興部会（以下「知的障がい者柔道振興部会」という。）強化選手選考部門が行う強化合宿をはじめ、各種行事に参加が可能であること。
- (7) 全日本ID（知的障がい者）柔道大会に出場した選手の中から過去2年間の大会成績、試合内容、選手の実力および参加対象大会の性質や参加基準等を考慮して総合的に判断する。また、地震、台風等の不可避的な天災や新型コロナウイルス等による疫学的理由により大会が開催されなかった場合には、知的障がい者柔道振興部会強化選手選考部門で協議することとする。
- (8) 派遣期間を通して、代表選手として行動できる体力、精神、自立度、社会適応力があること。
- (9) 上記以外に知的障がい者柔道振興部会強化選手選考部門が推薦した選手。

第3条 強化選手選考部門

強化選手は、知的障がい者柔道振興部会内に設置された強化選手選考部門が審査し決定する。

強化選手選考部門には、つぎの委員を置く。

強化選手選考部門委員長 1名 副委員長 1名 委員 若干名とする。

第4条 選考に際しての補足事項

強化選手への選考対象者は、VIRTUS に登録していることが望ましいが、それがな

れていない場合でも状況に応じて登録を前提に選考対象とする。
強化選手は、原則として1年に一度見直しを行う。

第5条 VIRTUS 主催世界選手権大会への選考

VIRTUS 主催世界選手権大会日本代表選手の選考に関しては、強化選手の中から強化選手選考部門が推薦を行い、知的障がい者柔道振興部会において最終的な選考、決定をすることとする。決定には知的障がい者柔道振興部会メンバー三分の二以上の出席を必要とし、審議の上、出席メンバーの過半数の賛成を獲得した者を代表として選出する。なお、その他の国際大会に関しては大会の目的に応じて強化選手に限らず派遣対象とする。

第6条 改廃

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、令和3年12月3日から施行する。